

監 査 報 告 書

学校法人 大橋学園
理事会・評議員会 御中

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人大橋学園寄附行為第9条の規定に基づき、学校法人大橋学園の平成28年度の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査に当たり、理事会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人大橋学園の業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

<追記情報>

私たちは、平成28年度の期中にユマニテク短期大学の認可及びそれに伴った組織変更の認可を受け、学校法人大橋学園の監事2名が変更されたことにより、期中の監事就任となった。

そのため、前任監事からの当年度監査実施状況と結果報告及び会計監査人からの当年度の現況報告を聴取し、監事職務の引き継ぎを行った。

平成29年5月23日

学校法人大橋学園

監事 西元 勝也 (印)

監事 矢野 範子 (印)